

第16回総会 令和6年9月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、9月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局長 また、相続届出7件、使用貸借合意解約2件、賃貸借合意解約4件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 これから、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和6年度第16回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員16名 推進委員16名、合計32名の出席であります。本日の議案件数でありますと、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。7番 ○○委員、22番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第82号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第82号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

15番 今回は31番 ○○委員と私(15番 ○○委員)が会長の命を受けまして、9月19日、午前8時45分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鶴丸局長補佐同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条2件、非農地証明2件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、5番 ○○委員、12番 ○○委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議

をよろしくお願ひいたします。

31 番 1番について説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約500mのところにある農地です。この申請地は〇〇さんがビニールハウスの進入路として使用されておりましたが、雨後に車がぬかるんで動けないことが何回もあったので、昭和50年頃2トンダンプで40台分ほど碎石を敷き詰めたとのことです。その10数年後にも、息子さんが2トンダンプで5台分ほど碎石を撒かれたそうです。〇〇さんが亡くなり地主が変わった後も、そのまま進入路として使用されていました。今回、違反転用を是正し、新たに選果場、駐車場を設置するための転用申請です。この案件は既に転用されており、顛末書が添付されておりますので皆さんご確認ください。申請地の東側、西側、南側ともに自社のハウス、北側は市道を挟んで自社のハウスとなっています。雨水は側溝を設け西側排水路に流します。土砂の周辺への流出については、周囲がすべて自社のハウスなので、懸念することはあります。万が一被害を確認した際には、責任をもって対応することです。申請地は農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となります。農業用施設であることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明のありました申請番号1番は〇〇委員が申請人に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 83 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたし
ます。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 83 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2
ページの通り申請件数は 2 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、
○○から東へ約 150m のところにある農地です。申請人、○○さんが父の○○
さんから贈与により所有権の移転を受け、無断転用を是正されるための申請で
す。この農地は、○○さんが昨年、父より相続を受けたものですが、平成 8 年
頃に弟が住居を建築する際に申請地北側の農地は転用許可を得ておきました。
今回、申請人が○○さんの弟より住居を買い受けることになり、申請地が無断
転用であることが判明したために、違反転用を是正するための申請です。この
申請には、顛末書が添付されておりますので皆さんご確認ください。申請地の
東側は宅地、西側は市道を挟んで宅地、南側は宅地、北側は市道を挟んで宅地
となっています。雨水は自然浸透及び雨水枠から接続している北側側溝に流し
ます。生活排水は汚水枠に集水後、申請地北西側の公共下水道に流します。土
砂の周辺への流出については、平成 8 年頃より宅地として利用されており、そ
の間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念することはありませ

ん。申請地は農地のつながりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 1度転用許可を受けて住居を建てたのですが、実際に建てた場所と差異があつたということで、今回その是正をするという内容であります。

議長 説明のありました申請番号1番は○○委員が渡人の案件であります。農業委員会法第31条の規定により○○委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、○○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

31番 農地法第5条の2番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、○○から南西へ約150mのところにある農地です。申請人、○○さんが○○さんから売買により所有権の移転を受け、長屋住宅1棟8戸を建設するための申請です。申請地の東側は市道を挟んで駐車場、西側は宅地、南側は宅地、北側は駐車場となっています。雨水は雨水枡に集水後、北側市道既設側溝に流します。生活排水は北側市道公共下水道に流します。土砂の周辺への流出については、今もブロック塀がありますが、ブロック塀を新設し防ぎます。転用する

土地の周辺関係者等には建設が始まる前に同意を得ることです。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買価格は〇〇万円です。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第84号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第84号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3~7ページの通り、申請件数は12件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32番 1番を説明します。穂北地区の〇〇さんから、実家は都於郡ですが、妻地区

に住む〇〇さんへの売買による所有権移転となります。申請地は都於郡町より〇〇方面へ進んだところにある畠です。受人は畠を 1ha ほど保有しております。現地には大根を作付けする予定です。農機具はトラクター、軽トラ等を所有しております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a 当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 2 番を説明します。都於郡町に住む渡人から、妻地区に住む〇〇さんへの売買による所有権移転となります。申請地は 1 番の申請地の西側にある畠です。現地には大根を作付けする予定で、受人は 1 番の案件と同じであることから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a 当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 3 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 3 番を説明します。都於郡地区〇〇集落の〇〇さんから、娘婿にあたる都於郡〇〇集落の〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は高鍋高岡線西側の〇〇の東側にある農地です。受人はハウスを含め 170a を作付されています。現地には早期水稻を作付けされています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等を所有しております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 4 番を説明します。都於郡地区〇〇集落の〇〇さんから、都於郡〇〇集落の

孫である〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は水田が1筆、畠が8筆で〇〇集落に点在する農地です。受人は水稻やハウスニラ 30a を含め 140a を作付されております。現地には引き続きニラなどを作付けされることを確認しています。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、軽トラ4台を所有しており、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 5番を説明します。穂北地区〇〇集落の〇〇さんから、親戚である穂北地区〇〇集落の〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇の真裏にある農地です。受人は水稻 3.5a を含め全体で 85a を作付されております。現地には野菜を作付けされることを確認しています。農機具はトラクター、軽トラを所有しており、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 6 番を説明します。宮崎市の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ約 500m のところにある農地です。受人は水稻、ピーマンを含め全体で 420a を作付されております。現地には水稻を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラを所有しており、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 贈与となっていますが、渡人と受人はどういう関係ですか。受人は認定農業者だと思いますが、あっせんにはならなかったのでしょうか。

(委員 なし)

28 番 受人と渡人は親族関係ではありません。贈与の経緯ですが、渡人が市外在住、子供も県外在住であるため、生前にどうしても整理したい希望があり、現耕作者である受人が譲り受けことになったとのことです。本案件は贈与であるため、あっせんには該当せず、第 3 条での申請になります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 7 番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇に隣接する農地です。受人は〇〇集落で水稻 10a を作付されております。数年前までは牛を何頭か飼育されておりました。現地にはナスや野菜を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台を所有しており、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 説明がありました 7 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 8 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 8 番を説明します。延岡市の渡人から、妻地区○○集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は○○から北へ約 150m のところにある農地です。受人は○○集落で水稻やハウスピーマンを含め全体で 130a を作付されています。現地にはスイートコーンを作付予定です。現地には 20 数年前から受人がハウスミカンを作付けされていましたが、2,3 年前にハウスを撤去し、昨年よりスイートコーンを作付けされております。農機具はトラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラ 1 台を所有しております、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10aあたり○○万円です。

議 長 説明がありました 8 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 9 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 9 番を説明します。穂北地区○○集落の渡人から、妻地区○○の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は○○公民館から南東へ約 200m のところにある農地です。北側に隣接する家を購入するにあたって、申請地には

駐車場からしか進入できないため、家とセットで取得することとなりました。現地は家庭菜園として活用されることを確認しております。農機具は祖父より管理機を 1 台譲受け、家にある倉庫に保管し使用されます。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 10 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26 番 10 番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇公民館から北へ約 500m すすんだところにある農地です。受人は〇〇集落で栗やかんきつ類を含め全体で 230a を作付されております。現地には栗を作付予定で農地として活用していくことを確認しています。農機具は耕耘機 1 台、草刈り機 1 台、軽トラ 1 台を所有しており、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円です。

議 長 説明がありました 10 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 11 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26 番 11 番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、10 番の案件と同じ受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇公民館から北へ約 500m すすんだところにある農地です。受人は〇〇集落で栗やかんきつ類を含め全体で 230a を作付されております。現地には栗を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具は耕耘機 1 台、草刈り機 1 台、軽トラ 1 台を所有しており、農業に必要な書類は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円です。

議 長 説明がありました 11 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 12 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 12 番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、同居している息子である受人への贈与による所有権移転となります。受人と渡人の関係は親子です。現在、受人は会社勤めをされており、定年後に農業を継ぎたいと話されております。申請地は現在耕作されており、周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 12 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 85 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 85 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件については、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同

意が得られています。法定公告については、令和6年10月7日を予定しております。

所有権移転分として、議案書8~11ページのとおり7件あります。

議長 説明がありました1~7番について、申請番号7番は〇〇委員が受人に関する案件ですので、7番を除く6件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号7番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 それでは、7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 86 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたし
ます。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 86 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたし
ます。今回の非農地証明交付申請は、議案書 12 ページの通り 2 件であります。

議長 1 番について地元委員の説明を求めます。

5 番 1 番について説明します。申請地は穂北地区の○○集落にある農地です。今
回の申請は申請人が所有している農地ですが、10 年以上耕作されてお
らず、将来的にも使用することが困難な農地であることから非農地判断事由 4
に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に 2 番について地元委員の説明を求めます。

12 番 2 番について説明します。この申請地は都於郡地区の○○集落に点在する農
地です。今回の申請は第 3 条の 12 番の案件で説明した受人が所有している農
地であります。15 年以上耕作されておらず山林化しており、農地として復元
するための物理的な条件整備が著しく困難であることから非農地判断事由 5
に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 25 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

7 番

22 番
